

臨床検査を終了した検体(残余検体)の業務、教育、研究のための使用について

当院では、検査終了後の臨床検査検体の一部を業務、教育、研究のために使用する場合があります。患者さんのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

【対 象】

当院にて臨床検査を終了した血液、体腔液、組織、細胞など検体。また検査検体から作成された標本。ただし分離病原微生物は対象外とします。

【業務について】

精度管理、基準範囲の設定、新試薬と現有試薬の比較、測定法の改良と評価など。臨床的有用性が確立された遺伝子関連検査などを含みます。

【教育について】

学生、医療施設の職員などを対象とした臨床検査の講義、実習、研修など。資格認定試験を含みます。

【研究について】

疾病の予防方法、診断方法および治療方法の改善、疾病原因および病態の理解を目的として実施される医学研究を指します。

【倫理的配慮について】

患者さんの個人情報や検査データについての守秘義務を順守し、患者さんが不利益を被らないように行います。

【利用承諾について】

ご承諾いただけない場合は、お手数ですが下記担当者までご連絡ください。申し出がない場合はご承諾いただいたものと判断させていただきます。なお、承諾の可否が診療内容に影響することはありません。

残余検体の利用にあたっては、以下を遵守いたします

- ・「臨床検査を終了した検体の業務、教育、研究のための使用について
～日本臨床検査医学会の見解～」
- ・「病理検体の目的外使用に関する提言～日本病理学会」
- ・「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」
- ・「個人情報保護法」

担当者 臨床検査科 技師長
電話：0186-42-5370